

発災から復旧・復興期にかけてのフェーズの変化に応じ、避難されている方の健康管理支援や施設等のマンパワー不足への対応、なりわいの再建、医療・福祉施設の復旧に向けた支援を実施。

（１）生活の再建 — 保健・医療・福祉の切れ目ない支援による生活の再建 —

● 避難生活環境の改善・切れ目のない被災者支援

- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による指揮調整の支援の下、保健師等チームや日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）による避難者の健康管理や熱中症対策等を実施
- ・災害時感染制御支援チーム（DICT）や実地疫学専門家（FETP）による避難所等における感染症対策への助言
- ・在宅高齢者等への介護支援専門員等による個別訪問等の実施
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAT）、介護職員等の応援派遣等による要配慮者の医療・介護・福祉ニーズへの対応
- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣等による心のケア

- ・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、全日本病院医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）等の医療支援チームの活動や看護師の派遣の支援等により、医療の確保を支援

● 被災者の経済的負担の軽減

- ・医療や介護、障害福祉サービスに関する患者等の窓口・利用者負担や保険料の減免等ができるよう地方公共団体等への財政支援

● 金融支援等

- ・生活福祉資金貸付の対象を、低所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに、貸付要件の緩和を行うなどの災害時特例措置の実施

（２）なりわいの再建 — 事業継続・雇用支援によるなりわいの再建 —

● 被災事業者等の支援

- ・日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者向け融資、金利引下げ措置
- ・既往債務についての返済猶予、貸付手続の迅速化、担保徴求の弾力化による返済条件等の緩和の金融機関への要請

● 地域の雇用対策等

- ・熊本地震により事業活動を縮小した事業主に対する雇用調整助成金の特例措置の実施
- ・一時離職者への失業手当支給、給付日数の延長、認定日の柔軟な取扱いによる特別措置
- ・熊本労働局、ハローワーク等の特別労働相談窓口における、雇用維持や人材開発にかかる支援策の活用などを含めた相談対応

（３）災害復旧等 — 医療施設・社会福祉施設の復旧支援等 —

● 医療施設、社会福祉施設、検疫所施設等の復旧支援

- ・施設復旧費の補助率高上げ（本激指定時並び）、事業再開支援の補助額引き上げ等

断水が続く施設への支援

- ・医療機関における断水中の手洗い、シャワー等の確保のための小規模分散型水循環システムの導入支援
- ・医療施設・社会福祉施設が利用する井戸の現状復帰や枯渇等の場合の代替井戸の掘削等、原形復旧費の支援、早期水道使用のための施設敷地内の配管に関する検査費の支援

● 資金繰り支援

- ・（独）福祉医療機構による福祉施設・医療施設向け融資、返済猶予、融資条件優遇等

発災初期から復旧・復興期にかけての主な対応（厚生労働省関係）

発災初期

避難の継続

復旧・復興

避難所

二次避難所

自宅の復旧等

（借り上げホテル、公営住宅空き室、応急仮設住宅）

救命救急・外傷治療／透析の確保等

メンタル面の予防とケア

救急医療・患者搬送

慢性疾患の治療と継続 → 通常の保険診療への移行

医療機関等での医療活動を支援（災害派遣医療チーム：DMAT）

初動対応（NHO初動医療班）

避難所での診療、感染症対策等（NHO医療班）

巡回診療等（日赤救護班、JMAT（医師会））

巡回口腔ケア等（日本災害歯科支援チーム：JDAT）

医療機関、避難所での医療活動支援・健康管理・夜間対応等（災害支援ナース）

避難所の環境調整や生活不活発発病の予防等（災害リハビリ支援：JRAT）

精神科医療機関等での医療活動支援等（災害派遣精神医療チーム：DPAT）

精神保健福祉センター等による心のケア

避難所等での健康支援（感染症、深部静脈血栓症、生活不活発発病等の予防等）

在宅避難者の健康支援

保健医療福祉調整本部の立ち上げ支援等（災害時健康危機管理支援チーム：DHEAT先遣隊）

保健所等の指揮調整の支援（災害時健康危機管理支援チーム：DHEAT）

避難者の健康管理、避難所等巡回、在宅避難者の戸別訪問（保健師等チーム）

高齢者等への個別訪問（被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業等）

特殊栄養食品の配布等を通じた栄養・食生活支援（日本栄養士会災害支援チーム：JDA-DAT）

感染症の発生動向や衛生環境をレポート（実地疫学専門家：FETP）

専門家として感染対策を助言（災害時感染制御支援チーム：DICT）

高齢者等への生活上の相談支援等（災害派遣福祉チーム：DWAT）→全国から各施設への応援派遣

各種期限の特例延長等

医療・福祉施設の復旧費用の補助、資金繰り支援

医療・介護・障害に係る負担の減免

生活福祉資金貸付の特例

特別労働相談窓口の設置・一時離職者への失業手当支給等の特別措置などの雇用対策

労働関係法令のSNS等による周知

雇用調整助成金の特例措置が幅広く利用されるよう広報・周知



令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

1. 被災者の健康管理

＜被災地における医療提供体制＞

- 開院率：診療所96%（診療等への制限がないもの62.3%）、歯科92.6%、薬局94.6%
- 八代港に接岸した船舶「はくおうⅡ」において日本赤十字社救護班により、医療提供を実施

＜一次避難先の被災者への対応状況＞ 避難所数63箇所、避難者数2,519人（8月27日時点）

- 各活動チーム等により、熱中症やエコノミークラス症候群、感染症対策等の健康管理や避難所の環境改善、要配慮者の日常生活上の支援等を実施

＜在宅等の被災者への対応状況＞（詳細は「2. 保健師等チーム等による訪問実績等について」）

- 保健師等チーム等にて熊本市、八代市、氷川町、宇城市、宇土市、美里町の戸別訪問を実施
- 介護支援専門員・相談支援専門員等により、八代市、氷川町、宇城市、宇土市、美里町の在宅高齢者・障害児者等への個別訪問を実施
- 保健センター等に設けている被災者の健康相談を広く受け付ける窓口を、厚労省と県のホームページ等に掲載することにより周知・広報

＜二次避難先等の被災者への対応状況＞ 196施設、472件1,026人マッチング済（1,394件申込）（8月25日時点）

- 二次避難先等についても、保健師等による健康管理や、相談員等による見守りを実施予定
- ホテル避難においては、ホテル避難者用のアプリ・コールセンターによる健康チェックや、看護師等による健康状態の把握及び見回り訪問の実施（熊本県実施）
- 応急仮設住宅等については、現在入居申請受付中。今後、被災者見守り・相談支援等事業による見守りや保健師等による戸別訪問等を実施予定
- 被災者の健康管理を支援するため、地方自治体の派遣要請に基づき、保健師等チームの応援派遣を実施。相談員については、様々な関係者・関係団体と連携することにより、支援を実施

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省). The header includes the ministry's name in Japanese and English, along with navigation links like 'Home', 'About Us', 'Policy', 'Disaster Response', and 'Statistics'. A search bar is also present. The main content area features a section titled '令和8年熊本地震の被災地における健康相談窓口' (Health Consultation Windows in the Disaster Area of the 2025 Great East Japan Earthquake). Below this, there are links for '各市区町村の相談窓口' (Consultation Windows by City/Town/Village), '保健所の相談窓口' (Health Center Consultation Windows), and '震災後の心のケア' (Mental Care After the Disaster). A photograph shows several people, likely health workers, interacting with disaster victims in a shelter. The caption below the photo reads 'DICTの避難所巡回・アセスメント' (DICT's Shelter Patrol and Assessment).

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

2. 保健師等チーム等による訪問実績等について

【保健師等チーム等による戸別訪問について】

1. 派遣先市町における保健師等チーム等の戸別訪問の状況

保健師等チーム等の訪問対象		訪問状況※1	終了予定
熊本市	南区の被害が甚大な地域の65歳以上や障害者等のうちの一部	4,524※2	2巡目まで終了し 個別対応へ移行
八代市	在宅の75歳以上の単身世帯及び85歳以上の高齢者世帯（約5,800世帯）※3	5,004※2	1巡目は終了間近
氷川町	全戸訪問（約4,500世帯）及び継続支援が必要な者への訪問の2巡目※3	約4,600	1巡目まで終了し 個別対応へ移行
宇城市	小川地区（約4,000世帯）・豊野地区（1,500世帯）の全戸 松橋地区（約7,700世帯）の被害が甚大な地域※4	4,725※5	1巡目は終了間近
宇土市	要介護者・要支援者のうち介護支援専門員等が関わっていない者 （約315名）及び継続支援が必要な者への訪問の2巡目	469	2巡目まで終了し 個別対応へ移行
美里町	被害が甚大な地域及び継続支援が必要な者への訪問の2巡目	631	2巡目まで終了し 個別対応へ移行

2. 戸別訪問により必要に応じて、以下の取組等を実施。

- ・医療ニーズを踏まえた医療機関への受診勧奨
- ・こころのケアが必要な場合の、医療機関やDPATとの情報連携
- ・孤立した高齢者に対する、介護支援専門員や福祉専門窓口との連携

※1：継続支援件数、不在件数等を含む場合がある

※2：市災害対策本部資料より熊本市は8/21、八代市は8/24時点の件数を引用

※3：介護支援専門員等と分担して訪問

※4：松橋地区の訪問対象地区は不明 ※5：不在者の件数は除外

【介護支援専門員・社会福祉士・相談支援専門員による個別訪問について】

1. 介護支援専門員・社会福祉士については、八代市：約600世帯（※1）、氷川町：約4,500世帯（※2）、宇城市：約3,500世帯（※3）を個別訪問予定。8月26日までに八代市：553世帯、氷川町：471世帯（※4）、宇城市：12世帯を訪問済み。

※1 鏡、千丁地区の75歳以上高齢者のみ世帯 ※2 全戸を保健師等と分担して個別訪問 ※3 社協が把握する要見守り世帯や、民生委員・保健師から福祉ニーズが高い等の情報共有があった世帯。整理中であるため増減の可能性あり ※4 保健師等との合計は約5,000世帯

2. 相談支援専門員については、八代市171人、氷川町93人、宇城市71人、宇土市64人、美里町131人に対して個別訪問済。

（八代市・氷川町は8/5～8/8、宇城市・宇土市・美里町は8/17～8/22で実施）

3. 個別訪問により必要に応じて、以下の取組等を実施。

- ・医療ニーズ：保健師等への情報共有・福祉ニーズ：地域包括支援センターや担当部署へのつなぎ 等

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

3. 被災施設への支援

(1) 医療施設における支援

- 医療施設 **4施設に対して、国交省・自衛隊等により給水支援等を継続**
- 災害復旧費の公費補助支援（公的医療機関：2/3補助、政策医療実施機関等：1/2補助）

(2) 福祉施設における支援

<給水の支援状況>

- 介護・福祉施設等15施設からのニーズ**に対し、自衛隊トレーラーや国交省等給水車により対応。

<入浴ニーズの支援状況>

- 訪問入浴車の派遣調整等を実施。
- 井戸水を使用する施設について、**井戸の原形復旧費(代替井戸の掘削費を含む)が補助対象**となることを周知。

<災害復旧支援>

- 災害復旧費の公費補助支援（高齢者施設・障害者施設：5/6補助）

<人的支援>

- 熊本県内での応援派遣に加え、**熊本県以外の都道府県からの介護職員等の応援派遣を実施中。**

※ 全国社会福祉協議会を中心に、被災施設のニーズや、各都道府県の災害福祉支援ネットワークから派遣可能な職員数・期間を集約し、マッチングを実施。【派遣状況：要望施設数 20施設、派遣調整済 24施設（8月26日20時時点）】

4. 被災者支援のための特例的な対応等

- 被災した**被保険者に係る医療費窓口負担・保険料（税）の減免**について周知
- 障害福祉サービス等の**利用料支払い困難者について、利用者負担の猶予・免除等**実施を周知
- 被災した**要介護高齢者等について特別な対応（保険料及び利用者負担の減免・定員超過利用）**について周知
- 生活福祉資金貸付の緊急小口資金の特例

5. 情報発信

- 厚生労働省HPに、**令和8年熊本地震の特設サイトを設置**
- 避難所における医療支援活動等を厚生労働省のSNS上で発信**



【日本医師会災害医療チーム(JMAT)】

避難所を巡回しながら、被災された方々の診療やお困りごとの聞き取りなども行っています。また、被災された医療機関への支援として、診療所等にて診療支援等も実施し、地域医療が回復するまで引き続き支援を続けてまいります。#令和8年熊本地震



SNSによる発信

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

6. 雇用対策

<雇用調整助成金の特例>

- 雇用調整助成金の特例措置について、関係省令を8月25日に公布し、同日施行
- **雇用調整助成金や他の中小企業支援策**の活用促進のため、被災地域のハローワーク等で事業主向け説明会を実施（9月中に計17回開催予定）

【特例措置の主な内容】※地震発生日（7月28日）に遡って適用

- ✓ 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する全国の事業主を対象
- ✓ 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- ✓ 休業日数から残業時間分の日数を差し引くルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- ✓ 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）

<特別労働相談窓口等の対応>

- 熊本労働局及び管内全ての労働基準監督署・ハローワークに特別労働相談窓口を設置し、労働者や事業主等からの相談対応を実施（相談件数：延べ2,301件※（8/26集計時点））
※うち、545件が雇用調整助成金に関する相談
- 一時離職者への失業手当支給、給付日数の延長、認定日の柔軟な取扱いによる特別措置

事業主の皆さまへ

令和8年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行う労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例措置の内容

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって休業等の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までである場合が対象です。

本特例は1年の期間内に実施した休業等が助成の対象です。
ただし上限日数（1年間で100日）に達した場合は、上限日数までが助成対象となります。

※ 例えば週5日勤務の事業所で、週の半分を休業させた場合は、約10か月助成金を受けられます。

全国の事業所を対象とした措置

- 1 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主が対象となります（詳細は裏面）
- 2 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します
- 3 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします
- 4 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします
- 5 計画届の事後提出を可能とします。

熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置

- 6 残業相殺のルールを撤廃します（詳細は裏面）
- 7 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します（詳細は裏面）

中小企業庁においても、以下のような被災中小企業・小規模事業者への支援措置を実施しています。詳しくは、中小企業庁HPをご参照ください。

- ・ 特別相談窓口の設置
- ・ 災害復旧貸付等の実施
- ・ セーフティネット保証4号の適用
- ・ 既往債務の返済条件緩和等の対応
- ・ 小規模企業共済災害時貸付の適用
- ・ 言公需を含めた中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請



中小企業庁HP
>>>



特別労働相談窓口

令和8年熊本地震における厚生労働省の対応について

(参考) 各活動チームの状況

【主な活動チーム】 (延べ派遣人数：2.5万人日) (8月27日集計時点)

1. 保健チーム (計43チーム) : 避難所等における健康管理等、コロナを含む感染症管理・対策の支援等
 - ・ **保健師等チーム** (33チーム活動中) → **避難者の健康管理**、熱中症対策などの指導・実施等。
 - ・ **DHEAT** (4チーム活動中) → 熊本県庁の**保健医療福祉調整本部及び保健所における指揮調整の支援**等。
 - ・ **JDA-DAT** (3チーム活動中) → 避難所等を巡回し、高齢者等の配慮が必要な方も含めた栄養・食生活支援を実施。
 - ・ **DICT** (3チーム活動中) → 感染症の専門家を中心としたチームで**避難所を巡回し感染対策の助言を実施**。
 - ・ **FETP** (遠隔支援中) → 感染症疫学調査により**感染症の発生動向や衛生環境を評価したレポートを作成**。
2. 医療チーム (計130チーム) : 医療機関の診療支援、避難所等における救護活動等
 - ・ **DMAT** (48チーム活動中) → **救護活動や熱中症・感染症対策等を指導**。
 - ・ **日赤救護班** (24チーム活動中) → **巡回診療によるけがの治療等**を実施。
 - ・ **JMAT** (29チーム活動中) → **病院診療支援、診療所診療支援等**
 - ・ **NHO医療班チーム** (2チーム活動中) → **避難所での発熱・けが等の診療、感染症対策等**を実施。
 - ・ **DPAT** (8チーム活動中) → **巡回診療等やこころのケア等**を実施。
 - ・ **災害支援ナース** (51名が活動中) → 避難所に常駐し、**避難者の健康管理**、要配慮者の支援、夜間対応、感染症対策等を実施。
 - ・ **JRAT** (15チーム活動中) → **避難所の環境調整や生活不活発発病の予防等**を実施。
 - ・ **JDAT** (4チーム活動中) → **避難所等で口腔衛生用品の配布を含む歯科保健活動等**を実施。
3. 福祉チーム : 避難所等における要配慮者への福祉的支援、避難所の環境整備等
 - ・ **DWAT** (20チーム活動中) → **高齢者等への生活上の相談支援等**を実施。